

別記（第4条関係）

郵便入札の心得

入札参加者は、設計図書（仕様書）、工事現場等を十分理解するとともに信義誠実の原則を守り、関係法令を遵守すること。

- 1 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- 2 入札参加者は、仕様書、図書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等については質疑があるときは、指定期日までに工事内容質問書を提出することができる。
- 3 同一事項の入札は、1回とする。
- 4 入札参加者は、入札書、提出が必要とされた場合は工事費内訳書その他公告で定める書類（以下「入札書等」という。）を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、長門郵便局留として入札公告に示す到達期限までに郵送しなければならない。
- 5 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。
 - (1)外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
 - (2)外封筒には、入札書を同封した内封筒、入札公告で定める工事費内訳書及び入札参加資格適合通知書の写しを入れ、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、表に入札公告で示した長門郵便局の郵便番号、住所、郵便局名及び入札執行機関名、裏に開札日、入札に係る工事（業務）名、工事場所、入札参加者の住所、氏名を表記する。
 - (3)内封筒には、入札書を入れて、封かんのうえ封印し、「入札書在中」を表記し、宛名、入札に係る工事（業務）名、工事場所、入札参加者の氏名を表記する。
- 6 入札書等は、入札執行通知で指定した到着期限（以下「到着期限」という。）までに、長門郵便局に到着しなければならないものとし、到着期限を過ぎて到着した入札書等は、理由の有無にかかわらず無効である。
- 7 入札書郵送用封筒については、原則として、指定様式により作成したものとする。
- 8 入札書等を郵便局に投函する開始日は到着期限の7日前とする。
- 9 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- 10 指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできない。
- 11 市は入札書等の到着確認の問合せには、一切応じない。
- 12 次の場合の入札は、無効入札とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
 - (2) 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した者
 - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
 - (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
 - (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

- (6) 記名押印のない入札
 - (7) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
 - (8) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
 - (9) 4に規定する郵送方法によらない入札
 - (10) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
 - (11) 指名停止措置を受けている者のした入札
 - (12) 入札書比較価格を上回る価格での入札
 - (13) 工事積算内訳書を提出しない入札
 - (14) 工事積算内訳書の工事価格を上回る価格での入札
- 13 入札参加者が連合し不穏な行動をなす等、適正な入札が執行できないと認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある。
- 14 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、落札者とならない場合がある。
- 15 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、落札決定を保留した上で、速やかに当該入札者（代理人を含む。）に出席を求め、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 16 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 17 入札に参加を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いかなる場合でも辞退することができる。
- (1) 入札辞退は、辞退届を到着期限までに原則として文書により届け出ること。
 - (2) 入札辞退は、以後の指名等に不利益を与えるものではない。
- 18 予定価格が1億5,000万円以上の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。ただし、仮契約を締結後議会の議決までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止処分を受けた場合は、仮契約を解除する。
- 19 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。